

本事業の実施は令和5年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

令和5年度

鳥取県文化芸術活動支援補助金 対象事業募集

鳥取県内で活動する芸術家・文化芸術団体等の
↓↓こんな↓↓活動を支援します！

要件など
詳しくは
裏面へ！

■県内外で作品展示・舞台公演

⇒優れた文化芸術活動支援事業

■青少年の育成を図る活動

⇒次世代活動者育成支援事業

★R5年度から、上限額が15万円にアップ
入場料をとらない舞台公演も支援対象に

■活動をステップアップ

⇒文化芸術活動ステップアップ支援事業

■節目の年に行う周年事業

⇒周年支援事業

■本県ゆかりの先人を顕彰

⇒とっとり文化の先人顕彰事業

■本県ゆかりの映像作品の上映

⇒映像作品活用支援事業

募集期間、補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和5年 3月 3日(金) から 【審査会対象事業(注)】 4月 4日(火) まで 【その他の事業】 4月 11日(火) まで	令和5年 4月 21日(金) から 令和6年 3月 31日(日) まで
2次募集	令和5年 8月 1日(火) から 8月 31日(木) まで	令和5年 10月 1日(日) から 令和6年 3月 31日(日) まで

(注) 審査会対象事業は、優れた文化芸術活動支援事業、文化芸術活動ステップアップ支援事業、とっとり文化の先人顕彰事業です。

※本事業の実施は、令和5年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

※2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、7月上旬頃に鳥取県文化政策課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>) にてお知らせします。

申請方法

交付申請書、実施計画書、収支予算書及び申請者活動状況調べを作成し、申請事業の参考となる書類とあわせて提出してください。

※様式は鳥取県文化政策課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>) からダウンロードできます。

結果通知

審査会対象事業については、選定委員会が審査を行い、その結果をもとに対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、5月上旬ごろまでにお知らせします。

その他の事業は、補助要件を審査の上、対象事業を決定します。1次募集に係る審査結果は、4月下旬ごろまでにお知らせします。

詳しくはホームページへ↓

【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域づくり推進部文化政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地)

電話:0857-26-7133 ファクシミリ:0857-26-8108

電子メール:bunsei@pref.tottori.lg.jp

鳥取県文化政策課



■□■ 募集対象事業の概要 ■□■

事業区分	補助率及び上限額	補助対象となる取組の内容
①優れた文化芸術活動支援事業 【審査会有】	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：30万円 (本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内に活動の本拠を置く芸術家等が県内外(国内に限る)で自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演等及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外) (令和3、4年度に本事業の交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は対象外)
②文化芸術活動ステップアップ支援事業 【審査会有】	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：10万円	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (ステップアップのため新たな取組を開始してから通算5回目までの活動が対象)
③とっとり文化の先人顕彰事業 【審査会有】	〔顕彰事業立ち上げ支援事業〕 補助率：1/2 上限額：30万円 (複数人の顕彰を行う場合：50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰が行われるべき者でありながら地元ではあまり知られていない本県にゆかりのある文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウムや展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	〔全国発信事業〕 補助率：1/2 上限額：50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人(物故者に限る)について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウムや展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
④次世代活動者育成支援事業	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：15万円 (ただし、一定規模以上の事業・県外で本県の魅力を全国発信できる事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図るために、県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施し、出品者・出演者が18歳以下の青少年である作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等 (一定規模とは、会場の収容人数が1,000人以上かつ出演者中、青少年が30人以上)
⑤周年支援事業	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれらに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業 (周年事業とは、第5回又は第10回といった節目の年に行われる比較的規模の大きな事業)
⑥映像作品活用支援事業	補助率：1/2 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4) 上限額：10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたもの、又は県内出身者が制作に関わった作品等、本県にゆかりのある映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※それぞれ、補助対象となるには一定の要件があります。詳細は、文化政策課ホームページにて、令和5年度鳥取県文化芸術活動支援補助金募集要項、鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱をご確認ください。

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。